

京都市告示第 25 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の徴収事務を委託します。

令和 8 年 4 月 1 日

京都市長 松 井 孝 治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

公益社団法人 京都市獣医師会

京都市南区上鳥羽仏現寺町 1 1 番地 京都動物愛護センター内

2 京都市公金収納受託者に徴収事務を委託した歳入の種類

犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 京都市公金収納受託者へ徴収事務を委託した日

令和 8 年 4 月 1 日

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)